

公正採用の実現—就職差別撤廃の取組みに学ぶ—

[1] はじめに

差別撤廃をめざす制度の一つ一つには、かならずその発端となる出来事があったはずであり、その出来事を「許せない！」と声を上げた「当事者」がいた。就職における差別撤廃の歩みも例外ではない。とりわけ困難を強いられている「当事者」にあっては、人一倍成就したいと願わずにはおれない就職にあって、差別への告発はまさに「血の叫び」であったと言えよう。公正な採用選考の歴史とは、こうして差別に立ち向かった当事者と運動の仲間の足跡であり、同時に「会社という困難」「行政という厚い壁」の中でその訴えに何とか応えようと勇気を発揮した人々の記念碑である。

[2] 野放しの就職差別—1960年代までの日本の資本主義の歩みは就職差別の歩みであった

1. 1969年に発覚した学校の就職指導教員への大手生命保険会社の親展文書

人事部名による「ご推薦(女子)いただくにあたってのお願い」。「当社が女子職員として、どのような人物を求めているかについてご案内申し上げます…家庭の職業が安定し、世間並みの収入……4～5年経って適齢期には退社、結婚するという、普通一般的な考えをもった家庭……母またはこれに準ずる者が家事担当者……本人はもとより家族の健康に重大な既往症、現症があるときも好ましくありません(結核、精神神経系疾患などを列記)……戸籍面で説明を要する点があるときにはご面倒ですが予めお申出ください……なお、これは就職担当の先生以外、一般には発表されないようお願いいたします…」。

2. 1966年発覚の「抱き合わせ差別求人」

「男子I・Q120以上、女子I・Q115以上の容姿の美しい人」を世話してもらえれば、「先生方がお困りになっているのではないかと思います精薄児、身体障害者、第〇〇人、の子弟や部落民の御子弟」を知り合いの事業所に斡旋すると求人案内を二七府県に送っていた印刷会社。(注「精薄児」との表現は差別であると認識され現在では「知的障害」との表現に改められている)

3. 1967年発覚の身元調査差別

従業員3000名近い大手電池会社は、採用する旨を学校に連絡しておきながら、自宅への訪問調査の結果「そのような地域からは採用しない」と一転して不採用にした

4. 上記はいずれも1976年大阪府労働部発行の『同和問題学習資料』より。当時の生々しい就職差別の数々が紹介されている。いちいちの批判さえ大儀である。

[3] 就職差別撤廃への取り組みは「統一応募用紙の策定」から開始された

1. 「社用紙」(身上調査書などと呼ばれていた会社独自の応募用紙)は差別だ!

- ・私が直面した1970年代の身上調査書(資料1)
- ・差別の結果、厳しい生活実態を余儀なくされてきた被差別の子どもたちは「土俵にさえ上がれずに敗退」していかざるを得なかった
- ・社用紙は差別だ!

2. 1953年 全国同和教育研究協議会(現:全国人権教育研究協議会)の結成。「進路保障は同和教育の総和」 → 1965年 第1回進路保障協議会の開催

3. 1971年 近畿統一応募用紙の策定(新規高卒者用)

1973年 全国統一応募用紙の策定（新規高卒者用） → 労働省・文部省はそれぞれ通達を出し、企業に「社用紙」の廃止と統一応募用紙の資料を求めた

[4] 統一応募用紙の趣旨の拡大

1. 「社用紙」に類する自己申告書や戸籍謄抄本など統一応募用紙以外の書類提出の禁止、面接における質問事項の是正、身元調査の禁止へ。
2. 1973年
 - ・「職業相談票（乙）」（新規中卒者用）の改正
 - ・国家公務員採用選考の改善（受験申込書における本籍地記載を都道府県までに、出生地欄の削除、戸籍謄抄本の不提出の実現）
 - ※1971年 国家公務員採用試験における身元調査の発覚
 - ・自治省は地方公共団体の採用選考の改善を求める通達

1974年 JIS規格の市販の履歴書の改訂

1975年 「労働者名簿」における本籍地記載を都道府県までに。従来記述を抹消へ。

[5] 取り組みに冷や水を浴びせかける「部落地名総鑑」差別事件の発覚

1. 「部落地名総鑑」：部落の所在地一覧を記した図書（コピー本も含む）の総称
2. 発覚は部落解放同盟大阪府連合会に送られてきた1通の手紙と購入案内のチラシ現物（1975年11月18日）
3. 続々と発見されていく各種「部落地名総鑑」。200以上の購入者の大半は企業
4. 大学生で遭遇した「部落地名総鑑」差別事件
5. 1989年 法務省が「終結宣言」をするが、2005年12月第9の「部落地名総鑑」が発覚（1960年頃制作と思われる）、2006年1月に第10の「部落地名総鑑」と第8の「部落地名総鑑」の電子版コピーが回収される

	図書名	発覚時期	発行所	販売時期	販売価格	作成	購入者	回収	特徴
第1の部落地名総鑑	人事極秘・部落地名総鑑	1975.11.19	企業人材リサーチ協会・企業防衛懇話会	1975.4~11	30000円~45000円	500	53	447	タイプ印刷
第2の部落地名総鑑	全国特殊部落一覧	1976.2.4	労政問題研究所	1975.2~5	25000円	11	11	10	「全国左翼高校教諭リスト」と抱き合わせ
第3の部落地名総鑑	全国特殊部落リスト	1975.12.16	労働問題研究所	1970~1971 1975	20000円~30000円	54	54	42	第2の地名総鑑とは別
第4の部落地名総鑑	大阪府下同和地区現況	1976.1.19	労働問題研究所	1972~1973 1975	20000円~30000円	35	34	23	大阪の日本共産党系組織情報と大阪の部落情報
第5の部落地名総鑑	日本の部落	1976.3.12	労政経済研究所	1969~1972	5000円~10000円	不明	51	16	全国の部落の新旧地名や戸数一覧
第6の部落地名総鑑	特殊調査報告書	1976.7.29	サンライズ・リサーチセンター	1974	10000円	1	1	1	手書きをコピー
第7の部落地名総鑑	(特)分布地名	1976.7.23	本田秘密探偵社	1976.2~11	15000円~20000円	135	14	112	タイプ印刷
第8の部落地名総鑑	同和地区地名総覧全国版	1978.5.12	不明	1975~1980	30000円~35000円	204	5	12	部落の調べ方、主要産業なども記載
第9の部落地名総鑑	投書のリスト	1978.11.11							

(注)1989年7月法務省人権擁護局発表資料をもととして作成

[6] 「部落地名総鑑」差別事件があぶり出した企業の根深い差別体質

1. 第1の部落地名総鑑の作成者Tの証言（1977年5月25日 解放新聞大阪版）

「わたしは1920年（大正11年）姫路に生まれた。当時は部落に対する差別はきつく、近くにあった部落の人々に、近所の人々はひどい差別用語をなげつけていた。・・・1941年に軍隊に入隊し、岡山の部隊で人事係の助手をやっていたが、その中でも部落差別は厳然として存在していた。たとえば、兵籍名簿の中で、部落出身者には、筆を逆さにして印を付けてありました・・・。1965年頃から興信所をやった。その中で、結婚に関する身元調べのまず99%までといて間違いないが「血が混じると困る」「部落の人かどうか調べてくれ」ということであった。・・・企業の大半は、今でも身元調べを行っているし、特に管理職登用に際しては、厳しい身元チェックをしている。・・・発行の動機は、興信所をやっていたとき、「部落出身者かどうか」の依頼が多かったこと・・・」

2. 企業の担当者の購入動機

- ・A銀行担当者「周囲の人々や老人から部落はこわいものだと教え込まれ部落に対する偏見を持っており、人事係長としてできれば採用にあたって同和地区出身者をチェックしたいという気持ちから購入しました」
- ・B銀行担当者「企業、特に金融機関は会社の信用を重んじます。そこで人の採用にあたっては、資産があって、社会的に名声の高い家の子女を採用しようという採用方式を持っています。このことはうらを返せば、部落差別の結果、貧しく社会からも偏見で見られている部落民を採用しないということにつながっています。そこで、人事採用にあたってチェックしたいということで部落地名総鑑を購入しました」

3. 部落差別だけではない差別の実態

- ・C社：綿密な身元調査を第一次合格者に実施（日常生活態度、社会的風評、特定団体への加入、思想、信仰、血統内の遺伝的疾患、資産、生活状況（5段階評価）、学費の出所、両親の生い立ちなど）
- ・D社：本社総務部保安課に身元調べの専門スタッフを配置。過去20数年間に約6万人の身元調査を実施。警察OBを活用。

4. 部落出身の大卒者が応募にやってくることへの危機感

1969年 同和对策事業特別措置法の制定による高校・大学奨学金制度がスタート

→ 70年代半ばから大卒（企業の幹部候補生）の部落出身者が次々と誕生

5. 部落解放運動の成果としての1976年戸籍法改正（戸籍の公開制限）への差別的対処

[7] 「入り口」における差別問題（履歴書、身元調査、面接等）から企業の差別体質の改善へ
(1) 国（労働省）は1977年に企業内同和问题研修推進員制度を創設

1. 「部落地名総鑑」差別事件は日本の企業の差別体質を象徴したもので、購入企業だけの問題ではない
2. 従業員100人以上の事業所においては、「同和问题研修推進員」を選任し職業安定所に届け出、研修会への参加や自社内における公正採用選考の徹底や人権研修の推進を図る（2019年度末 全国の推進員選任事業所は18万8000。設置率は97.2%）
3. 1997年度より「公正採用選考人権啓発推進員」に名称変更

(2) 地方公共団体での創意工夫

1. 推進員設置の従業員規模の改善

(例) 東京 50 人以上、愛知・三重・福岡 30 人以上、奈良・大阪 25 人以上

2. 公共事業入札における総合評価制度とのリンク

(例) 三重県：2019 年度の総合の総合評価一般競争入札（清掃・警備業務委託・建設工事）から「人権に関する取組」の評価項目が設けられ、「公正採用選考人権啓発推進員」の選任や三重県開催の人権研修への受講が評価点の対象となっている。

福岡県：競争入札参加資格者資格審査で三重県と同様の要件で「加点」

3. 選任された推進員を自治体レベルで組織し独自の取り組みを展開

(例) 大阪府では 1981 年に「大阪企業同和問題推進連絡協議会」（2002 年に「大阪企業人権協議会」に名称変更）が結成され、市区町村段階でも独自に組織化。

(3) 人権を旗印にした企業の組織誕生

(結成日順)		2021年6月
会の名称	結成日	加盟企業数
大阪同和・人権問題企業連絡会	1978/2/22	137
京都人権啓発企業連絡会	1978/3/1	60
福岡市企業同和問題推進協議会	1978/9/28	443
東京人権啓発企業連絡会	1979/11/26	123
兵庫人権啓発企業連絡会	1980/12/1	36
愛知人権啓発企業連絡会	1981/2/24	26
同和問題の解決をめざす広島企業連絡会	1981/9/1	114
千葉人権啓発企業連絡会	1982/6/17	11
香川人権啓発企業連絡会	1983/3/10	13
埼玉人権啓発企業連絡会	1987/4/15	40
滋賀人権啓発企業連絡会	1988/9/12	425
鳥取市人権啓発企業連絡会	1990/11/19	77
長野県同和問題企業連絡会	1992/5/7	17
計		1,522

[8] 雇用平等へ続く歩み

(1) 統一応募用紙の拡大、改正

1983 年 大卒求職者に対する統一応募用紙（モデル様式）の策定

1996 年 統一応募用紙から「本籍地」「家族」「胸囲」「色覚」欄が削除

2005 年 統一応募用紙から「保護者氏名」欄が削除

(2) 職業安定法の改正

1999年 職業安定法の改正。「第5条の4（求職者の個人情報の取り扱い）」

→ 「労働大臣指針（労働省告示第141号）」（抜粋）

・次に掲げる個人情報を収集してはならないこと

〈イ〉人種、民族、社会的身分、門地、本籍地、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項（具体的例示：家族の職業、収入、本人の資産、容姿、スリーサイズ等）

〈ロ〉思想及び信条（具体的例示：人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書）

〈ハ〉労働組合への加入状況（具体的例示：労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報）

(3) 問われていること

1. ある事業主のぐち
2. 偉大なる誤解：就職差別撤廃の取組みは「否定形目標」ではない
3. 「何を聞いてはいけないか」ではなく、「何を聞くべきか」が企業に問われた
4. 就職差別は、①企業の偏見・差別意識と、②非科学的な採用選考の合作であった
5. 差別撤廃と企業の利益との統合的な理解を！

(資料1) 1970年代に実際に使われていた履歴書（身上書）の一例

〈資料1〉 身上調査表

秘 身上調査表

性別	男 / 女	フリガナ	氏名	
年齢	昭和 年 月 日	大 学 学 部 学 科 学 科	高 等 学 校 科 目	カ ー ス
性格	他人のいうことを全然気にしない。 自己充足 内向 外向 支配 服従 自信 自信がない	他人のいうことを全然気にしない。 他人と行動してのみ満足することができる。 非常に外向的である。 人に誘われたり勧められると嫌といえず自己を主張しない。 強い自信がある。	他人のいうことを気にしな い。 自分一人で行動して十分満 足できる。 非常に内向的である。 何をやるにもリーダー格 になりたがる。 自信なく、不安、劣等感を いだく。 非常に非社会的で孤狼であ る。	
長所は何ですか。		知所は何ですか。		
信条		どの様な本を好んで読みますか。		
尊敬する人物及びその理由		最近の出来事で最も興味を惹いたもの及びその理由	(出来事)	
信仰する宗教(具体的に)		宗教についてどう考えますか。	(理由)	
趣味・娯楽		嗜 好		
学 科	(好きな学科)	(得意な学科)	(得意な学科)	
ゼミナール	(嫌いな学科)	(不得意な学科)	(不得意な学科)	
選 動	(教員名)	(専攻科目)	(専攻科目)	
友 人	(選手経験)	(出場大会名、記録等)		
交 際 範 囲	有 無 有 無 有 無	大 学 高 校 中 学 大 学 高 校 中 学		
親 友	1. 満ちても交際し、非満ちに広い。 2. 一定の人々と交際し、そう広くはない。 3. 極く限られた少数の人とのみ交際する。	(氏名)	(住所)	
交 際 範 囲	1. 親友 2. 友			
交 際 範 囲	(クラブ名・団体名)	(役名)	(期間)	
表 彰	(表彰名とその表彰内容)	(受賞年月日)		
既 往 症	(病名)	(治療期間)	現 在 の 健 康 状 態	
社 会 志 望 の 動 機 と 理 由				

身上調査表(1) □□□□□□会社

(父母現住所) 線 駅より徒歩 分 (略 図)		(応募者現住所) 線 駅より徒歩 分 (略 図) ※父母と同居の場合はこの欄には同居とのみ記入して下さい	
※概図にもより駅を基点とし、さらに路線中目標があれば詳細記入して下さい。			
保証人候補 ※ 願 者 及 ひ 当 社 職 員 を 除 きます。		(氏 名) (年 令) (間 隔) (職業※具体的に詳細に) (住 所)	
他の応募先 ※ 学 校 準 備 で ない も の に は ○ 印 し て 下 さい		(第 1 志 望) (第 2 志 望) (第 3 志 望)	
応募者として、特に説明しておきたいこと。		(応 募 先 名) (選 考 予 定 日)	
連絡先		フリガナ	
(電 話) 白 宅・呼 出 局() 番		氏 名 ①	
本身上調査表は昭和 年 月 日現在に記入し、その記載事項は事実と相違ありません。			

本身上調査表(4)